（別紙様式３）

誓約書

　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

所　 在 　地

名 　　　称

代表者職氏名　　　　　　　印

　秋田県北部老人福祉総合エリアの指定管理者の指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないことを誓約します。

　後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

　また、６に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に照会することを承諾します。

１　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定　により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない団体

２　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に　該当する団体

３　秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受け　ている団体

４　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立　て若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

５　秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

６　役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平　成２３年秋田県条例第２９号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条　第１号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体